

2026年2月27日

株主各位

大阪府中央区北浜4丁目5番33号  
住友精化株式会社  
代表取締役社長 織田 佳明

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は2026年2月9日開催の取締役会において、2026年4月1日付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を4千万株から2億株に変更いたします。

以上

### お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月末を目途としてお届出住所にお送りする予定です。
- 2026年4月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等での手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号	0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間	9:00~17:00 (土日祝日を除く)